

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称	犬山交通安全協会補助金		市の担当部課	市民部防災交通課	
			問い合わせ先	0568-44-0347	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山交通安全協会		代表者名	会長 曾我 公彦	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山交通安全協会補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成11年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	交通の安全を推進するためには行政が市民と一体となることが必要であり、補助対象団体は、その中核となる団体であり、それに替わる団体がいないため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	交通安全教育や広報活動及び交通弱者の保護活動等、交通安全対策を推進し、交通事故の減少を図る。				
補助金の額 ()は一般財源の額	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
	1,712,000 円	1,712,000 円	1,712,000 円	1,712,000 円	
	(1,712,000 円)	(1,712,000 円)	(1,712,000 円)	(1,712,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全広報啓発活動 交通安全教育活動 交通安全運動 				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		7,472,461 円		
	うち補助事業全体の経費		7,472,461 円		
	うち補助対象経費		6,227,974 円		
	補助対象経費の内訳		人件費(正規職員1名、パート職員2名)		4,280,000 円
			共済費		456,946 円
			運営費		212,913 円
			事業費		1,070,965 円
その他雑費			207,150 円		
補助額の算出方法	補助率、補助額		1,712,000円		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	精算の必要がないため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	交通事故防止の啓発活動及び交通安全教育の実施により、市民の交通安全意識の高揚が図られた。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,244,487 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,244,487 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和2年度の実績に基づき作成しています。